

ジェノサイドの犯罪の防止及び処罰に関する条約

1948年12月9日の総会決議260A(III)により承認され、署名及び批准又は加入が提案された。

締約国

国際連合総会が1946年12月11日付の決議96(I)において、ジェノサイドは国際法上の犯罪であり、国際連合の精神及び目的に反し、文明世界によって非難されるものであるとの宣言を考慮し歴史のいかなる時代においても、大量虐殺が人類に大きな損失を与えてきたことを認識しこのような憎むべき惨害から人類を解放するためには、国際的な協力が必要であることを確信する、

以下のとおり合意する：

第一条

締約国は、ジェノサイドが、平時であると戦時であるとを問わず、国際法上の犯罪であり、これを防止し、及び処罰することを約束する。

第二条

この条約において、ジェノサイドとは、国民的、民族的、人種的又は宗教的集団の全部又は一部を破壊する意図をもって行われる次のいずれかの行為をいう：

- (a) その集団の構成員を殺害すること；
- (b) 集団構成員の身体または精神に重大な危害を加えること；
- (c) 集団に、その全部または一部の物理的破壊をもたらすような生活条件を故意に与えること；
- (d) 集団内での出産を防止することを意図した措置を強制すること；
- (e) その集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

第三条

次の行為は、処罰の対象とする：

- (a) ジェノサイド
- (b) ジェノサイドを行うための共謀
- (c) 大量虐殺を行うことを直接かつ公然と扇動すること；
- (d) ジェノサイドの未遂
- (e) ジェノサイドの共犯

第4条

ジェノサイドまたは第3条に列挙されたその他の行為を行った者は、憲法上の責任を有する支配者、公務員または私人のいずれであるかを問わず、処罰される。

第五条

締約国は、それぞれの憲法に従って、この条約の規定を実施するために必要な法令を制定すること、特に、大量虐殺又は第三条に掲げるその他の行為の罪を犯した者に対する効果的な刑罰を定めることを約束する。

第六条

大量虐殺又は第三条に掲げるその他の行為の罪に問われた者は、その行為が行われた国の管轄権を有する裁判所又はその管轄権を受諾した締約国について管轄権を有する国際刑事裁判所により裁判されるものとする。

第七条

ジェノサイド及び第三条に列挙するその他の行為は、犯罪人引渡しのために政治犯罪とみなされない。締約国は、この場合には、自国の法律及び条約に従って犯罪人の引渡しを行うことを誓約する。

第八条

いずれの締約国も、国際連合憲章の下に、ジェノサイド行為又は第三条に列挙するその他の行為の防止及び抑圧のために適当と認める行動をとることを国際連合の権限のある機関に要請することができる。

第九条

この条約の解釈、適用又は履行に関する締約国間の紛争は、ジェノサイド又は第三条に列挙するその他の行為についての国の責任に関するものを含め、紛争当事国の要請により国際司法裁判所に付託される。

第十条

この条約は、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文が等しく真正であるものとし、その日付は、1948年12月9日とする。

第十一条

この条約は、1949年12月31日まで、国際連合加盟国及び総会から署名の招請を受けた非加盟国を代表して署名することができる。

この条約は、批准するものとし、批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

1950年1月1日以後、この条約は、国際連合加盟国及び前述の招請を受けた非加盟国のために加入することができる。

加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第十二条

いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでも、この条約の適用を、その締約国が外交上の責任を負う地域の全部又は一部に拡大することができる。

第十三条

最初の20通の批准書又は加入書が寄託された日に、事務総長は、勧告書を作成し、その写しを国際連合の各加盟国及び第11条に規定する非加盟国に送付する。

この条約は、20番目の批准書又は加入書の寄託の日の翌日から起算して90日目に効力を生ずる。

後者の日以後に効力を生ずる批准又は加入は、批准書又は加入書の寄託の後九十日目に効力を生ずる。

第十四条

この条約は、その効力発生の日から十年間効力を有する。

この条約は、その後、その期間の満了の少なくとも六箇月前までにこの条約を批准しなかった締約国については、五年間効力を有する。

糾弾は、国際連合事務総長にあてた書面による通告によって行う。

第十五条

糾弾の結果、この条約の締約国の数が十六を下回ることとなる場合には、この条約は、最後の糾弾が効力を生ずる日から効力を失う。

第十六条

この条約の改正の要求は、いずれの締約国も、事務総長にあてた書面による通告により、いつでも行うことができる。総会は、この要請に関してとるべき措置がある場合には、これを決定する。

第十七条

国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国及び第十一条に規定する非加盟国に対し、次の事項を通報する：

- (a) 第十一条に従って受領した署名、批准及び加入；
- (b) 第十二条に従って受領した通報；
- (c) 第十三条に基づきこの条約が効力を生ずる日
- (d) 第十四条に従って受領した否認
- (e) 第十五条に従ったこの条約の破棄
- (f) 第十六条に従って受領した通報

第十八条

この条約の原本は、国際連合の公文書館に寄託する。

この条約の認証謄本は、国際連合の各加盟国及び第 11 条に規定する各非加盟国に送付する。

第十九条

この条約は、その効力発生の日に国際連合事務総長により登録される。

DeepL.com (無料版) で翻訳。